

事 務 連 絡

平成21年11月2日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

給与局給与第二課長

振込みの方法による給与の支払について

今般、全額振込の進捗状況や金融機関間のネットワーク化をはじめとしたサービスの向上等の状況にかんがみ、人事院規則9-7（俸給等の支給）第1条の3、給実甲第65号（人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について）第1条の3関係等の規定を改正し、振込みの方法による給与の支払を原則1口座の全額振込としました。

各府省におかれましては、速やかに給与の振込口座を1口座とできるよう、職員への周知を行う等の準備を進めてください。

なお、国家公務員給与の全額振込化については、e-Japan戦略II加速化パッケージ（平成16年2月IT戦略本部決定）などに基づいて推進されてきたところですが、今回の措置の実施以降も推進していくことが適切と考えられますので、振込払の更なる徹底について、職員の理解と協力を得られるように努めていただくようお願いします。

以 上